

# 第1回 浦幌町農業委員会総会議事録

令和2年7月20日 開会

令和2年7月20日 閉会

浦幌町農業委員会

令和2年7月20日 第1回農業委員会総会を浦幌町役場3階大会議室にて招集

開会 午後3時00分

閉会 午後3時59分

## 1 出席委員

1番	広瀬雅彦	2番	松村竜幸	3番	山本盛
4番	伊藤光一	5番	小野木淳	6番	石塚健一
7番	福田和己	8番	大坂有	9番	山村幹次
10番	高木政志	11番	木南和徳	12番	石森正浩
13番	小川博幸				

## 2 欠席委員

なし

## 3 議事に参与するもの

町長 水澤一廣  
事務局長 坂下利行  
農地係長 小川裕之  
主事 河上彰

## ○議事日程

- 日程第 1 会期の決定について
- 日程第 2 仮議席の指定について
- 日程第 3 選挙第1号 会長の互選について
- 日程第 4 選挙第2号 会長の職務を代理する者の互選について
- 日程第 5 議席の指定について
- 日程第 6 議事録署名委員の指名について
- 日程第 7 諸般の報告について
- 日程第 8 議案第1号 担当区の決定について
- 日程第 9 議案第2号 農用地利用調整会議及び権利者調整委員会委員の決定について
- 日程第10 議案第3号 農用地利用調整会議及び権利者調整委員会の委員長の互選について
- 日程第11 議案第4号 一般社団法人北海道農業会議の普通会员の決定について
- 日程第12 議案第5号 各種農業関係機関の委員の決定について
- 日程第13 報告第1号 農業委員会の役職名をもって委嘱等をされている機関について
- 日程第14 協議事項第1号 農地パトロール月間の設定について

#### 4 議事内容 午後3時00分開会

○坂下事務局長 皆さん、こんにちは。本日は、大変お忙しい中ご出席をいただきましてありがとうございます。総会を開会する前に、農業委員の皆様には、水澤町長より辞令交付を行います。自席にて交付をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

(町長より辞令交付)

○坂下事務局長 続きまして、浦幌町農業委員会憲章の朗唱を行います。この憲章は、平成10年に制定されたもので、第1回目の総会時に朗唱することとなっておりますので、よろしくお願い致します。それでは、配布させていただきました浦幌町農業委員会憲章をご覧下さい。全員、ご起立をお願い致します。私が「浦幌町農業委員会憲章」と申し上げますので、続いて「ひとつ、農業委員会は・・・」と御唱和願います。

(浦幌町農業委員会憲章朗唱)

○坂下事務局長 ありがとうございます。ご着席願います。それでは、本日の第1回農業委員会総会の招集者であります水澤町長よりご挨拶をいただきます。

○水澤町長 改めまして、皆さんこんにちは。本日もご出席の皆さんには、農業委員会の委員として、6月の町議会定例会の中で委員13名の任命につき同意をいただき、先ほど、辞令を交付させていただきました。今年に入り、世界中の経済が新型コロナウイルスの影響を受ける中で、農業界においても、外食産業の休業などにより乳製品をはじめとする農畜産物の消費にも影響が及んでおりまして、今なおコロナの影響については予断を許さない状況にあると考えているところでございます。こうした農業情勢の中で、今年3月、国は新たな「食糧・農業・農村基本計画」を閣議決定をいたしました。今後10年間の農政の指針を示したところでありますが、その中で、担い手等への農地集積・集約化と農地の確保において、農業委員会をはじめとした関係組織の一層の取り組みが求められているというふうに認識をしているところであります。これからの農業情勢を踏まえ「これからどうしていくか」という危機感を持ちながら農業の状況を見守っていかねばならない部分もあるだろうと思うところであり、そうゆう面では浦幌町農業委員会の委員さんとして、皆さんの責務は大変重たいものを背負っていただいているものと考えているところでありまして、ご期待をしていきたいなと私も考えているところでございます。まさに浦幌町の基幹産業は農業でありますから、農業に特化した行政機関である農業委員会の委員皆さんに、その農業をしっかり見守っていただき、また行政に対してもいろんなご意見を賜りますことをお願い申しながら、簡単でありますけれども本日の会議にあたっての挨拶とさせていただきます

と思います。どうぞよろしくお願いいたします。

●開会の宣告

○臨時議長（水澤町長） それでは、さっそくではありますが、農業委員会総会議事日程によって行ってまいりたいと思います。まだ、会長が選出されておりませんので、会長が選出されるまでの間、私が、臨時議長を務めさせていただきますので、よろしくお願い致します。着席のまま進めさせていただきます。ただ今の出席委員は、13名であります。定足数に達しておりますので、ただ今から第1回農業委員会総会を開会いたします。これより議事に入ります。

●日程第1 会期の決定について

○臨時議長（水澤町長） 日程第1、「会期の決定について」を議題といたします。お諮りをいたします。本総会の会期は、本日1日にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「ありません」の声あり）

○臨時議長（水澤町長） 異議なしと認めます。よって本総会の会期は、本日1日と決定いたしました。

●日程第2 仮議席の指定について

○臨時議長（水澤町長） 日程第2、「仮議席の指定について」を行います。仮議席は、ただ今、ご着席の議席といたします。

●日程第3 選挙第1号 会長の互選について

○臨時議長（水澤町長） 次に、日程第3、選挙第1号「会長の互選について」を議題といたします。農業委員会等に関する法律第5条第2項の規定により、会長は、委員が互選した者をもって充てるとなっております。お諮りいたします。互選は、どのような方法で行ったらよろしいか、委員の皆さんのご意見をいただきたいと思ひます。

○木南委員 互選の方法は、いろんな方法があるかと思ひますが、私としては指名推薦を提案いたします

○臨時議長（水澤町長） ただ今、木南委員さんから指名推薦というご意見がございましたがその他に、ご意見ございますか。

（「ありません」の声あり）

○臨時議長（水澤町長） 他にご意見が無いようですので、木南委員さんから指名推薦ということで指名推薦の方法で会長を決定させていただきます。木南委員より指名推薦をお願いいたします。

○木南委員 会長職は大変だと思ひますが、三度、相川の小川博幸委員を推薦いたします。

○臨時議長（水澤町長） ただ今、木南委員さんから小川博幸委員に会長にという推薦がありました。この推薦について、皆さんご同意いただけますでしょうか。

（「はい」の声あり）

○臨時議長（水澤町長） はい、ありがとうございます。異議なしと認めます。よって、選挙第1号、会長の互選については、小川博幸委員に決定をいたしました。ここで、会長に互選された小川委員より発言を求められておりますので、これを許します。小川さんどうぞ。

○小川委員 大変責任を感じております。二期、会長を務めさせていただき、若手にやっていたかどうかと考えておりましたけれども、ただ今指名をいただきました。3年間、皆さん方と一緒に努めていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○臨時議長（水澤町長） 会長が決定いたしましたので、これで臨時議長の職務は、すべて終了いたしました。ご協力有難うございました。以後の議事につきましては、会長に引継ぎ退席しますので、よろしく願い致します。暫時休憩いたします。

（暫時休憩、水澤町長退席、議長席に小川会長移動・着席）

●日程第4 選挙第2号 会長の職務を代理する者の互選について

○小川議長 休憩を解き会議を開きます。大変暑いと思いますので、上着の方ははずしてけっこうですのでよろしくお願いいたします。それでは、日程に則って進めたいと思います。

日程第4、選挙第2号「会長の職務を代理する者の互選について」を議題といたします。農業委員会等に関する法律第5条第5項の規定により、委員が互選した者がその職務を代理するとなっており、農業委員会会議規則第13条第2項では、職務代理者は、あらかじめ互選しておくことができるとなっております。お諮りをいたします。互選は、どのような方法で行ったらよろしいでしょうか。

○木南委員 先程の会長選出と同じように、指名推薦を提案いたします。

○小川議長 ただ今、木南委員の方から指名推薦という提案がございました。その他に、ご意見はございませんか。

（「ありません」の声あり）

○小川議長 無いようですので、木南委員より指名推薦をお願いいたします。

○木南委員 職務代理も大変と思いますが、会長の職務を代理する者に、石森正浩委員を推薦いたします。

○小川議長 ただ今、木南委員より石森正浩委員の推薦がありました。皆さんよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○小川議長 異議なしと認めます。よって、選挙第2号、会長の職務を代理する者の互選については、石森正浩委員に決定をいたしました。ここで、会長の職務を代理する者に互選された石森委員より発言を求められておりますので、これを許します。

○石森委員 ただ今、推薦及び互選をいただきまして会長職務代理を務めることになりました。皆様方のご指導をいただきながら3年間新たな気持ちで努力をいたしますのでよろしくお願いいたします。ありがとうございます。

○小川議長 よろしく願いいたします。

●日程第5 議席の指定について

○小川議長 次に、日程第5「議席の指定について」は、農業委員会会議規則第7条の規定により、会長において指定致しますが、これにご異議ありませんか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 それでは、議席の指定を行います。指定方法につきましては、議席番号1番から期別回数ごとに区分し、その区分ごとの年齢順といたします。なお、議事運営の関係から、会長の職務代理者につきましては12番、会長につきましては13番に指定をいたします。それでは、事務局長より報告をいたします。

○坂下事務局長 議席の指定について報告させていただきます。

議席1番、広瀬雅彦委員。議席2番、松村竜幸委員。議席3番、山本盛委員。議席4番、伊藤光一委員。議席5番、小野木淳委員。議席6番、石塚健一委員。議席7番、福田和己委員。議席8番、大坂有委員。議席9番、山村幹次委員。議席10番、高木政志委員。議席11番、木南和徳委員。議席12番、石森正浩委員。議席13番、小川博幸委員。以上でございます。

○小川議長 それでは、ただ今指定された議席へ移動をお願いします。その間、暫時休憩します。

(暫時休憩、指定議席に移動)

#### ●日程第6 議事録署名委員の指名について

○小川議長 休憩を解き会議を開きます。日程第6「議事録署名委員の指名について」は、農業委員会会議規則第12条第2項の規定により、議席番号1番広瀬委員、2番松村委員を指名いたしますのでよろしくお願いいたします。

#### ●日程第7 諸般の報告について

○小川議長 次に日程第7、「諸般の報告」について、事務局長より報告をお願いいたします。

○坂下事務局長 諸般の報告、朗読説明。

○小川議長 報告が終わりました。質疑はありますか。

(「ありません」の声あり)

#### ●日程第8 議案第1号 担当区の決定について

○小川議長 無いようですので、日程第8、議案第1号「担当区の決定について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

○小川係長 議案書9ページをご覧ください。議案第1号。担当区の決定について。令和2年7月20日に就任した農業委員の担当地区を次のように決定する。令和2年7月20日提出。浦幌町農業委員会会長。

農業委員会等に関する法律第6条に掲げる事項を円滑に処理するため、農業委員の調査担当区を設定するものです。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○小川議長 説明が終わりました。それでは、どのような方法で決定するかお諮りします。

○福田委員 担当区の決定については、会長に一任したいと思います。

○小川議長 ただ今、福田委員より、会長に一任とありましたが、外に意見はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 それでは、会長に一任ということで決定をさせていただきます。調整のため暫時休憩します。

(暫時休憩)

○小川議長 休憩を解き会議を開きます。それでは、担当区について事務局長より報告をお願いします。

○坂下事務局長 担当区について、報告させていただきます。

広瀬委員、担当地区、川上、栄穂。松村委員、担当地区、美園、富川、活平。山本委員、担当地区、上厚内、厚内、直別、昆布刈石。伊藤委員、担当地区、市街。小野木委員、担当地区、共栄、統太、静内、十勝太。石塚委員、担当地区、生剛、養老、朝日。福田委員、担当地区、幾千世、稲穂。大坂委員、担当地区、平和、吉野、愛牛。山村委員、担当地区、常豊、帯富、万年。高木委員、担当地区、豊北。木南委員、担当地区、貴老路、宝生、合流、恩根内、川流布。石森委員、担当地区、留真・瀬多来、円山、常室。小川委員、相川。以上です。

○小川議長 報告が終わりました。質疑、意見はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 それでは議案第1号を採決いたします。本案を報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第1号は、報告のとおり決定をいたしました。

●日程第9 議案第2号 農用地利用調整会議及び権利者調整委員会委員の決定について

○小川議長 日程第9、議案第2号「農用地利用調整会議及び権利者調整委員会委員の決定について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

○小川係長 議案書11ページをご覧ください。議案第2号。農用地利用調整会議及び権利者調整委員会委員の決定について。浦幌町農業委員会規則第6条第2項の規定による農用地利用調整会議及び権利者調整委員会の委員の所属を次のように決定する。令和2年7月20日提出。浦幌町農業委員会会長。

農業委員会等に関する法律第6条に掲げる所掌事務を適正に処理するため、浦幌町農業委員会規則第6条第1項の規定により上浦幌、中浦幌及び下浦幌の各地区それぞれに農用地利用調整会議及び権利者調整委員会を設置しておりますが、その各地区の委員の決定をお願いするものであります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○小川議長 ただ今説明が終わりました。それでは、どのような方法で決定するかお諮りをいたします。

○大坂委員 会長に一任したいと思います。

○小川議長 ただ今、大坂委員より会長に一任とありましたが、外にご意見はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 無ければ会長に一任ということで決定をさせていただきます。調整のため暫時休憩

します。

(暫時休憩)

○小川議長 休憩を解き会議を開きます。それでは、各地区委員について、事務局長より報告をお願いします。

○坂下事務局長 農用地利用調整会議及び権利者調整委員会委員についてご報告いたします。

上浦幌地区、広瀬雅彦委員、松村竜幸委員、木南和徳委員、小川博幸委員。

中浦幌地区、山本盛委員、伊藤光一委員、福田和己委員、山村幹次委員、石森正浩委員。

下浦幌地区、小野木淳委員、石塚健一委員、大坂有委員、高木政志委員。以上でございます。

○小川議長 報告が終わりました。質疑、意見はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 それでは議案第2号を採決いたします。本案を報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第2号は、報告のとおり決定をいたしました。

●日程第10 議案第3号 農用地利用調整会議及び権利者調整委員会の委員長の互選について

○小川議長 次に、日程第10、議案第3号「農用地利用調整会議及び権利者調整委員会の委員長の互選について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

○小川係長 議案書13ページをご覧ください。議案第3号。農用地利用調整会議及び権利者調整委員会の委員長の互選について。浦幌町農業委員会規則第6条第2項の規定による農用地利用調整会議及び権利者調整委員会の委員長を次のように互選する。令和2年7月20日提出。浦幌町農業委員会会長。

上浦幌地区、中浦幌地区、下浦幌地区の農用地利用調整会議及び権利者調整委員会の委員長の互選をお願いするものであります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○小川議長 説明が終わりました。ここで、各地区委員長互選の為、暫時休憩いたします。

(暫時休憩)

○小川議長 休憩を解き会議を開きます。それでは、各地区委員長の互選について、事務局長より報告をお願いします。

○坂下事務局長 農用地利用調整会議及び権利者調整委員会の委員長についてご報告いたします。

上浦幌地区委員長、木南和徳委員。中浦幌地区委員長、福田和己委員。下浦幌地区委員長、大坂有委員。以上でございます。

○小川議長 ただ今、事務局長のほうから報告がありました。議案第3号、農用地利用調整会議及び権利者調整委員会の委員長の互選については、報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 異議なしと認めます。よって、議案第3号、農用地利用調整会議及び権利者調整委



員会の委員長の互選については、報告のとおり決定をいたしました。

●日程第11 議案第4号 一般社団法人北海道農業会議の普通会員の決定について

○小川議長 日程第11、議案第4号「一般社団法人北海道農業会議の普通会員の決定について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

○小川係長 議案書15ページをご覧ください。議案第4号。一般社団法人北海道農業会議の普通会員の決定について。一般社団法人北海道農業会議定款第6条第4項第1号の規定による普通会員を次のように決定する。令和2年7月20日提出。浦幌町農業委員会会長。

記。職名、普通会員。氏名、小川博幸。本案件は、一般社団法人北海道農業会議定款の規定に基づき、ご提案するものであります。普通会員となる資格は、定款の第6条第4項第1号の規定で、「この法人の目的及び業務に賛同する個人であって、北海道内の市町村に置かれる農業委員会の会長又は当該農業委員会が1名に限って指名した委員」となっております。先ほど、浦幌町農業委員会の会長に小川博幸委員が互選されましたので、一般社団法人北海道農業会議の普通会員に「小川博幸委員」を決定することをご提案するものであります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○小川議長 説明が終わりました。質疑・意見はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 よろしいですか。議案第4号、一般社団法人北海道農業会議の普通会員の決定については、会長に決定することにご異議ありませんか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 異議なしと認めます。よって、議案第4号、一般社団法人北海道農業会議の普通会員の決定については、会長に決定をいたしました。

●日程第12 議案第5号 各種農業関係機関の委員の決定について

○小川議長 次に、日程第12、議案第5号「各種農業関係機関の委員の決定について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

○小川係長 議案書17ページをご覧ください。議案第5号。各種農業関係機関の委員の決定について。浦幌町長より推薦依頼のあった農業関係機関の委員を次のように決定する。令和2年7月20日提出。浦幌町農業委員会会長。

記。機関名、浦幌町農業振興対策委員会。任期、3年。機関役職、委員。人員、3名。機関名、浦幌町農業経営改善計画認定推進会議。任期、3年。機関役職、委員。人員、3名。機関名、浦幌町新規就農者誘致促進対策協議会。任期、3年。機関役職、委員。人員、2名。機関名、浦幌町次世代人材投資事業（経営開始型）審査会。任期、3年。機関役職、委員。人員、2名。以上の委員の選出について、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○小川議長 説明が終わりました。それでは、どのような方法で決定するかお諮りします。

○伊藤委員 会長に一任したいと思います。

○小川議長 ただ今、伊藤委員より会長に一任とありましたが、外に意見はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 なければ、会長一任ということで決定させていただきます。調整のため、暫時休憩します。

(暫時休憩)

○小川議長 休憩を解き会議を開きます。それでは、各種農業関係機関の委員について、事務局長より報告願います。

○坂下事務局長 各種農業関係機関の委員の決定について、ご報告いたします。

浦幌町農業振興対策委員会、3名。上地区、木南和徳委員。中地区、福田和己委員。下地区、大坂有委員。浦幌町農業経営改善計画認定推進会議、3名。上地区、広瀬雅彦委員。中地区、山本盛委員。下地区、石塚健一委員。浦幌町新規就農者誘致促進対策協議会、2名。石森正浩委員、大坂有委員。浦幌町次世代人材投資事業(経営開始型)審査会、2名。石森正浩委員、大坂有委員。以上でございます。

○小川議長 ただ今、事務局長から報告がありました。議案第5号、各種農業関係機関の委員の決定については、報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 異議なしと認めます。よって、議案第5号、各種農業関係機関の委員の決定については、報告のとおり決定をいたしました。

●日程第13 報告第1号 農業委員会の役職名をもって委嘱等をされている機関について

○小川議長 日程第13、報告第1号「農業委員会の役職名をもって委嘱等をされている機関について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

○小川議長 議案書19ページをご覧ください。報告第1号。農業委員会の役職名をもって委嘱等をされている機関について。このことについて、農業委員会の役職名をもって委嘱等をされている農業関係機関を次のように報告する。令和2年7月20日提出。浦幌町農業委員会会長。

記。農業委員会の役職名をもって委嘱等をされている機関名、浦幌町農業青年人材銀行。機関の役職、会長。農業委員会の役職、会長。機関の役職、理事。農業委員会の役職、職務代理。農業委員会の役職名をもって委嘱等をされている機関名、浦幌町農業者年金協議会。機関の役職、会長。農業委員会の役職、会長。機関の役職、副会長。農業委員会の役職、職務代理。農業委員会の役職名をもって委嘱等をされている機関名、浦幌町農業振興対策委員会。機関の役職、委員。農業委員会の役職、会長。農業委員会の役職名をもって委嘱等をされている機関名、浦幌町家畜共進会協議会。機関の役職、理事。農業委員会の役職、会長。

農業委員会の役職名をもって委嘱等をされている機関につきましては、ただ今読み上げたとおり4機関6役職であります。それぞれ規約等で農業委員会の役職名をもって委嘱すると規定されておりますので、農業委員会会長並びに職務代理者がそれぞれの機関の役職に就任することになりますので、報告いたします。なお、浦幌町農業振興対策委員会委員につきましては、町長の諮問機関に町議会議員の肩書きを持つ委員が諮問機関の構成員になることはふさわしくないことから、議案には会長又は職務代理と記載させていただきましたが、今回小川委員が農業委員会会長に就任したことから、浦幌町農業振興対策委員会委員には小川会長を選出することになります。

のでよろしくお願いいたします。以上であります。

○小川議長 ただ今説明が終わりました。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 それでは質疑がないようですので、報告のとおりとします。

●日程第14 協議事項第1号 「農地パトロール月間」の設定について

○小川議長 次に日程第14、協議事項第1号、「農地パトロール月間の設定について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

○小川係長 議案書21ページをご覧ください。協議事項第1号、農地パトロール月間の設定について。このことについて、農地パトロール月間を設定し、農地パトロールの実施について協議されたい。令和2年7月20日提出。浦幌町農業委員会会長。

議案書22ページをご覧ください。1番の農地パトロール月間についての趣旨ですが、農業委員会は、農地の公的管理主体として、食料の生産基盤である優良農地の確保と有効利用の促進を図っていくことが求められており、毎年1回、農地パトロールを実施してきたところであります。

こうした中、平成26年には、新たな遊休農地対策についての仕組みが構築されたことに伴い、次のとおり農地パトロール月間を設定し、農地利用の総点検を実施することとし、①遊休農地の実態把握と発生防止・解消、②農地の違反転用発生防止対策、③権利移動に伴う利用状況の把握等について重点的に取り組むこととします。

2番の農地パトロール月間の設定ですが、令和2年8月1日から9月30日までの2ヶ月間を農地パトロール月間に設定します。

3番の実施の内容について、(1)の班編成については、先ほど決定されました各地区の委員をもって合同パトロールにあたり、日程については、上浦幌地区は8月31日、月曜日、14時から農業団地センターに集合、中浦幌地区は8月20日、木曜日、13時から役場に集合、下浦幌地区は8月17日、月曜日、9時30分から新養老コミセンに集合し実施していきたいと思っております。(2)調査する項目ですが、①遊休農地及び遊休化のおそれがある農地の把握、②農地法の許可案件の履行状況の確認、③農業経営基盤強化促進法による利用権設定等農地の履行状況の確認、④農地の違反転用の発生防止と早期発見・是正、⑤相続税又は贈与税の納税猶予制度の適用を受けている農地の利用状況の確認、⑥営農型発電設備(太陽光パネル等)の設置に係る農地についての適正な営農状況の確認、⑦農業者年金制度に係る特定処分対象農地及び加算対象農地等の利用状況の確認、⑧その他不適切な農地の利用状況の把握、以上8点をあげております。

議案書23ページをご覧ください。4番の調査結果の整理・活用についてですが、(1)調査結果の整理は、農地パトロール終了後、報告検討会を開催し現状と課題を把握し、遊休農地及び遊休化のおそれのある農地については、農地法第32条に基づく農地所有者等への「利用意向調査」を実施するものであります。(2)市町村への情報提供ですが、荒廃農地調査の調査結果を情報提供するものです。(3)農地台帳等への反映、管理についてですが、利用状況調査の結果を農地台帳へ反映するものであります。以上、ご協議いただきますようよろしくお願いいたします。

○小川議長 説明が終わりました。質疑、意見はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 それでは採決をいたします。協議事項第1号は、ただ今、事務局が説明したとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、協議事項第1号は原案のとおり決定をいたしました。

以上で、本日附議された議案の審議はすべて終了いたしました。この際、その他の案件について委員からご発言があれば挙手をお願いします。ありませんか。

(「ありません」の声あり)

●閉会の宣告

○小川会長 それでは、以上をもちまして第1回浦幌町農業委員会総会を閉会いたします。お疲れ様でした。

午後3時59分閉会